

一般社団法人マンション大規模修繕協議会 会則規約

第1章 総則

第1条（名称）

当法人は、一般社団法人マンション大規模修繕協議会（以下、当協議会）と称する

第2条（事務局）

当法人の事務局は、役員会の定める場所に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

当協議会は、全ての分譲マンションの区分所有者・管理組合に対して、そのマンション大規模修繕に係わる相談・調査・研修等を行うことで、マンション大規模修繕の支援を目的とする、

第4条（事業）

当協議会は前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- a マンション大規模修繕に関する相談事業
- b マンション大規模修繕に関する調査事業
- c マンション大規模修繕に関する研修事業
- d 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第5条（主たる事務所の所在地）

当法人は、東京都品川区に主たる事務所を置く。

第6条（事業年度）

当協議会の事業年度は2月1日より翌年1月31日とする。

第3章 会員

第7条（会員資格及び会員区分）

- 1 正会員（支部会員）をもって一般社団法人に関する法律上の社員とする。また、当協議会には組合員会員、特別賛助会員を置くことができる。
 - a 組合員会員 …分譲マンションの区分所有者またはその管理運営に係わる管理組合及び法人
 - b 正(支部)会員 …当協議会の目的および活動に賛同し、当協議会の事業を賛助するために入会する設計事務所、大規模修繕コンサルタント、マンション管理士事務所(一部施工会社を含む)。
 - c 特別賛助会員 …当協議会の目的および活動に賛同し、当協議会の事業を賛助するために入会する管理会社、施工会社、メーカー各社
- 2 当法人の会員となるには、第6条により、協議会事務局に申し込むものとし、その承認を役員会にて受けなければならない。
- 3 役員会及び協議会事務局は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 当協議会は会員区分に関係なく、協議会理事役員の許可を得ない受注等の営業行為ならびに広告行為を禁止する。
- 5 期間満了日の3ヵ月前までに、会員または当協議会から相手方に対し、書面による特段の意思表示が無い場合には、更に期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。

第8条（入会及び退会の方法）

- 1 当協議会への入会は、次の手続きにより加入の申し込みを受け付けるものとする。
 - a 入会申込書の記載および協議会事務局への提出による申請
 - b 当協議会ウェブサイト申込フォームへの入力による申請
 - c 他、事務局の許可した入会申込手続きによる申請
- 2 当協議会への退会は、次の手続きにより退会を行うものとする。
 - a 会員から当協議会事務局へ書面（退会届け）の提出
 - b 事務局確認後、代表理事による承認を受けて退会処理を確定されるものとする。
 - c 退会処理が確定後、当該会員への回答をもって退会手続きを完了するものとする。

第9条（除名）

当協議会は、組合員会員および正(支部)会員、特別賛助会員が次の各号の一に該当するときは、役員会の決議を経て、除名することができる。

- a 当協議会の名誉を傷つけたとき、または当協議会の目的に反する行為があったとき。
- b 会員としての義務に反したとき。
- c 第7条4号に反した行為があったとき。

第10条（年会費および徴収方法）

- 1 本会に必要な経費は、別に定める会員細則に従い年会費収入をもってあてる。
- 2 年会費の納入は、入会申し込み受付後、当協議会事務局より提示した方法に従い申込者は入金を行う。事務局による入金確認後、申込者は会員としての資格が適用される。
- 3 事務局は個人、法人、会員区分を問わず、資格を有する会員へ加盟証を発行する。本加盟証をもって当協議会会員であることを証する。
- 4 当協議会活動の下半期にあたる10月1日以降の新規入会については、別に定める会員細則に基づき年会費の半期分を6ヶ月で案分した額を年度残月数に応じて減した金額を納入する。
- 5 代表理事は、協議会の事業を進める上で特に必要と認めるときは、役員会の議決を経て、会員のうち適当と認めるものに対し、協議会の活動に必要な経費について負担金を求めることができる。
- 6 会員が納付した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

第11条（資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- a 退会したとき。
- b 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- c 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が消滅したとき。
- d 納期までに会費を納めなかったとき。
- e 除名されたとき

第12条（役員）

当協議会に次の役員を置く。

- （1） 代表理事 1名を定めることができる
- （2） 副代表理事 3名を定めることができる
- （3） 理事 5名を定めることができる
- （4） 監事 1名を定めることができる

- a 代表理事及び副代表理事は、理事の中から決議により選任する。
- b 理事及び監事は、賛助会員の中から選任する。
- c 代表理事及び監事は相互にこれを兼ねることができない。

第13条（任期）

- 1 役員の前任期は代表理事、副代表理事、理事で3年とし再任は妨げない。
- 2 補欠また増員のために選任された役員の前任期は、前任者又は現任者の前任期とする。

第14条（代表理事の職務・権限）

- 1 代表理事は当協議会を代表し、その業務を執行する。
- 2 代表理事に事故があるときは、副代表理事がその職務を行う。

第15条（副代表理事及び理事の職務・権限）

副代表理事及び理事はこの規約の定めるところにより、役員会を構成し、次の会務の事項を審議または協議し、意見を述べることができる。

- （1） 代表理事からの諮問
- （2） 代表理事または賛助会員及び事務局が提案する提言・意見書・報告書
- （3） その他日常会務における活動及び運営に参画する。

第16条（監事）

- 1 監事は当協議会の会計を監査し、総会に報告する。
- 2 監事は役員会に出席し、その職務に関し意見を述べることができる。
- 3 監事は役員会の議決権を行使できない。

第4章 会議

第17条（会議）

会議は、総会、支部長会、役員会の3種とする。

第18条（総会）

総会は、会員をもって構成し、この規約で定める次の事項について決議する。

- (1) 活動計画、活動報告の承認
- (2) 本規約（細則、内規を含む）の改正に関する事項の承認
- (3) 解散及び残余財産の処分
- (4) 理事役員会及び支部長会議で必要と認めた事項の承認
- (5) その他総会で決議するものとしてこの規約で定められた事項の承認
- (6) 前項にかかわらず、総会においては、第20条3項の書面に記載した総会の目的である事項以外は、決議することができない。

第19条（総会の種類及び開催）

- 1 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 通常総会は、毎年事業年度終了後半年以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 役員会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 議決権の5分の1以上を有する会員から、会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面により、召集の請求が代表理事にあったとき

第20条（総会の招集）

- 1 総会は役員会の決議に基づき、代表理事または事務局が招集する。
- 2 代表理事は第19条第3項第（2）号の規定による請求があったときは、臨時総会の招集をしなければならない。
- 3 総会を招集するときは、書面若しくは電磁的方法により通知しなければならない。

第21条（議長）

- 1 総会の議長は役員会の決議により選任された代表理事がこれにあたる。
- 2 代表理事に事故があるときは、出席した理事の中から選任されたものがこれに代わる。

第22条（議決権）

- 1 総会における議決権は、会員1社（名）につき1個とする。
- 2 会員は、議決権の行使を会員以外の者に委任することはできない。

第23条（決議）

- 1 総会の議事は、出席した全員（議決権の行使を委任した会員を含む）の議決権の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の議決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は会員と議決に加わることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の議決は、会員の議決権の過半数を有する会員が出席（議決権の行使を委任した会員を含む）し、会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - （1） 代表理事、副代表理事、理事、監事の解任
 - （2） 解散及び残余財産の処分

第24条（役員会）

- 1 当協議会は定期的に役員会を開催する
- 2 役員会はこの規約に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 本規約（細則、内規を含む）の改正に関する事項
 - (4) 会員の入退会・資格喪失に関する事項
 - (5) 当協議会の業務執行の決定
 - (6) 前各号に定めるもののほか総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
 - (7) 代表理事の職務の執行の監督
 - (8) 代表理事、副代表理事、理事、監事の選任及び解雇
- 3 役員会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を代表理事に委任することができない
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受
 - (2) 多額の借入
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 事務所の移転その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備

第25条（支部長会）

- 1 当協議会は定期的に支部長会を開催する。
- 2 支部長会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 役員会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 支部長の総数の10分の1以上の支部長より会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面により、召集の請求が代表理事にあったとき。
- 3 支部長会は、代表理事及び事務局にて招集する。

第5章 事務局・支部

第26条（事務局）

- 1 当協議会は、活動の円滑な普及と実施を図るため、事務局を設ける。
- 2 事務局は代表理事が選任する嘱託若干人、事務局員及び所要の職員を置く。
- 3 嘱託は、代表理事が委嘱する。

第27条（支部）

- 1 当協議会の全国に於ける活動及び普及と実施を図るため、地域毎に支部を設ける。
 - a 協議会理事役員会の決議により支部を設立する。
 - b 支部には、当協議会が掲げる目標を遂行できる技術と経験を有する当該地域の会員から、協議会理事役員会の選任により支部長を置くものとする。
 - c 支部長は事務局の管理下において、当該地域においてセミナー、勉強会、現場見学会等の活動を行うことが出来る事務局機能を有する。
- 2 各支部で行う当協議会の会員募集の承認、会員の登録は事務局にて行うものとする。
- 3 各支部の活動は別紙「支部活動 内規」により、その詳細を定める。

第28条（著作権）

- 1 当協議会の活動の成果および活動に関連して、当協議会または会員により作成された成果（以下、成果物）は会員以外の第三者に対して公開されることを原則とする。ただし当協議会は成果物を公開、出版等し、第三者の利用に供する義務を負うものではない。
- 2 会員は当協議会の活動に関連して行った発言、提案または提供した資料、データ等一切の情報（以下、寄与）が著作物に該当し、かつ成果物に含まれる限りにおいて、当該寄与について当協議会および第三者に対し、対価の支払いを要することなく、成果物の利用（利用とは、使用、複製、改変、翻案、実施、表示、公開、頒布、再使用許諾等一切の処分権限を含み、以下同じとする）に当該著作権者および代表理事の許可を受けた範囲内において、利用できる。

- 3 寄与に対する会員の著作権を前提として、成果物の著作権は当協議会に帰属する。会員は、当協議会からの合理的な要求があった場合には、当協議会の有する成果物の著作権を保全するために必要な協力をする。
- 4 会員は、第三者からの許諾を得ずに第三者の著作物を寄与として当協議会の活動において提供してはならない。寄与が第三者の著作権を侵害したとして紛争が生じた場合、当該会員の費用および責任でこれを解決するものとし、当該会員はこれにより当協議会に生じた損害につき賠償する責を負う。
- 5 会員が退会・除名等により、当協議会の会員資格を喪失した後も、本条の規約は継続して当該会員に対して効力を有する。

第29条（正(支部)会員、特別賛助会員を対象とした活動）

- 1 当協議会は、事業の目的に賛同する正(支部)会員、特別賛助会員を対象として、マンション大規模修繕に係わる業務の技術、知識、コミュニケーションの向上を目的とした勉強会等の活動を行う。

第30条（免責および損害賠償）

- 1 当協議会または会員が提供する資料、情報等は現状有姿で提供され、これらの内容およびこれらを利用することの結果について、当協議会は第三者の知的財産権の侵害の有無を含めなんら保証しない。会員は当協議会の活動に関連して取得した資料、情報などについて、自らの判断によりその利用の採否・方法などを決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当協議会は一切責任を負わない。
- 2 会員が退会・除名などにより会員資格を喪失した後も、本条の規約は継続して当該会員に対して効力を有する。

第31条（規約外の事項および変更）

- 1 本契約に定めのない事項で必要と判断されるものについては理事の決議により定める。
- 2 当協議会は、役員会の決議により、本規約の全部または一部を変更することができる。当協議会により変更された本規約は当協議会のウェブサイト上に公開された時点で効力を発足するものとし、以後会員は、当該変更された本規約に準じ活動を行う。

[附則]

本規約は平成21年3月25日から施行される。

一部改正 平成21年8月20日

一部改正 平成24年4月2日

一部改正 平成27年1月31日

一部改正 平成28年1月31日

一部改正 平成29年1月31日